

風土記の丘資料館・薬師寺歴史館 2館スタンプラリー

しもつけ風土記の丘資料館と下野薬師寺歴史館の両館を回り、クイズに答えてオリジナルグッズをゲットしよう（先着300名様）。

■期間 7月16日(土)～8月31日(水)

■問い合わせ先

しもつけ風土記の丘資料館 ☎(44)5049

下野薬師寺歴史館 ☎(47)3121

お知らせ

児童扶養手当

離婚・死亡などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童に支給する手当です。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進することを目的としています。

手続きの際は、必ず事前にご相談ください。認定請求の際に戸籍謄本などの書類をご提出いただきます。

■手当の支給月額（令和4年4月分から）

対象児童数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人	43,070円	43,060円～10,160円
2人目の加算額	10,170円	10,160円～5,090円
3人目以降の加算額	6,100円	6,090円～3,050円

※児童扶養手当の支給月額は、毎年消費者物価指数に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

手当を受けられる人は？

国内に住所があり、児童（18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいの状態にある児童）を監護している父、母、または、父もしくは母に代わって児童を養育している方。

■手当の対象となる児童

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父母ともに不明である児童

ママパパEnglishサロン

市国際交流協会では、子ども連れの方でも気軽に参加していただける英会話サロンを毎月開催しています。

■日時 7月28日(木) 午前10時～11時

■場所 薬師寺コミュニティセンター

■定員 10名

■参加費 無料（国際交流協会に入会いただきます。年会費1,000円）

■申し込み・問い合わせ先

市民協働推進課 ☎(32)8887

■手当の対象とならない場合

- ・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき
- ・父または母が事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるとき

※上記以外にも支給されない場合があります。

所得による支給制限

受給資格者または同居の扶養義務者（受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が一定の金額以上である場合は、所得制限によりその年度（11月から翌年10月まで）の手当の一部または全部の支給が停止されます。

児童扶養手当の年度更新は11月です。所得が限度額以内になる場合は、10月中に認定請求書を提出すると、11月分から手当が支給されます。

公的年金との併給

「公的年金給付・遺族補償等の額」が「児童扶養手当の額」を下回るときは、差額分の児童扶養手当が支給されます。ただし、「公的年金給付・遺族補償等の額」が「児童扶養手当の額」を上回るときは、児童扶養手当が全部停止となります。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

広告

当日お預かり可 下野市委託施設

働くお母さんの味方!

病児保育

病児保育 体調不良児

認定こども園 愛泉幼稚園 愛泉ベビーケア

開室日 月曜日～金曜日

時間 午前8時～午後5時

対象児 生後6か月～小学3年生(6年生まで応相談)

市内在住、保護者が市内勤務

料金 1時間150円(給食代別途)

お電話 0285.44.7783

愛泉
ベビーケア
ネット予約サービス
あずかるこちゃん

